

# 日本地名研究所規約

## 第一章 総則

第一条 (名称) 本研究所は、日本地名研究所と称する。

第二条 (事務局) 本研究所は事務局を、神奈川県川崎市溝口一―六―一〇川崎市生活文化会館に置く。

## 第二章 目的及び事業

第三条 (目的) 本研究所は、地名の研究及び地名を通じて日本の風土に関する研究を行い、併せて地名学及び風土学の確立を期す。

第四条 (事業) 本研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①地名及び風土の調査・研究並びにその成果の提供
- ②地名及び風土についての資料の収集・保存並びにその成果の提供
- ③地名及び風土についての機関誌等出版物の編集・発行
- ④全国地名研究者大会の開催
- ⑤全国の地名研究会との連携
- ⑥地名研究賞及び風土研究賞の贈呈
- ⑦地名及び風土についての講座・講演会・展覧会等の開催
- ⑧地名及び風土の研究にかかわる国内外の諸機関との連携
- ⑨地名研究及び地名保存に関する相談
- ⑩その他目的に達成するための必要な事業

## 第三章 役員及び職員など

第五条 (役員) 本研究所に次の役員を置く。

所長 一名  
理事 若干名  
評議員 若干名  
監事 二名  
事務局長 一名

第六条 (役員の選任) 理事及び監事は理事会において選任し、所長が委嘱する。所長は理事の互選によって定める。

## 第七条 (役員の仕事)

- ①所長は本研究所の業務を統括し、本研究所を代表する。
- ②理事は理事会を構成し、本研究所の運営を掌理する。
- ③評議員は評議員会を構成し、本研究所の事業について助言する。

④監事は本研究所の会計を監査する。

第八条 (役員任期) 本研究所の役員任期は二年とし、再任を妨げない。

第九条 (顧問) 本研究所は顧問若干名を置くことができる。顧問は理事会の同意を得て所長が委嘱する。顧問は本研究所の事業に関する重要事項について、所長及び理事会の諮問に応じる。

第一〇条 (職員) 本研究所の事務を処理するため事務局を設置し、職員を置く。事務局長長は所長が任免する。

第一一条 (研究員など) 本研究所の事業遂行上必要な事項を調査研究するために、研究会などを設け、研究員などを委嘱することができる。

#### 第四章 会員

第一二条 (種別) 本研究所の維持・発展を期するために、次の会員を置く。

①個人会員

②賛助会員

③理事会で承認された特別会員

第一三条 (入会) 会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、所長の承認を得るものとする。

第一四条 (会費) 個人会員の会費は年額七〇〇〇円とする。

賛助会員の会費は年額一口五万円とする。

第一五条 (特典) 会員は次の特典を受けることができる。

①研究会への参加と意見発表

②機関誌・紀要への投稿

③機関誌・紀要の無料購読

第一六条 (退会) 二年以上会費を滞納した場合、自然退会とする。

#### 第五章 地名研究会との連携

第一七条 (趣旨) 本研究所は各地にある地名研究会(以下、地名研究会とする)と連携を図り、所期の目的を達するものとする。

第一八条 (連携費) 地名研究会は日本地名研究所への連携費として毎年五〇〇〇円を日本地名研究所に納入するものとする。

第一九条 (特典) 連携費を納入した地名研究会は第一五条に挙げた特典を受けることができる。

#### 第六章 会議

第二〇条 (理事会の招集及び議決)

①理事会は所長が招集する。

② 理事会の議長は所長とする。

③ 理事会は理事現在数の二分の一以上の者が出席しなければ議事を開き議決することはできない。但し、委任状を提出した者は、出席者とみなす。

④ 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第二十一条（評議員会の招集及び議決）

① 評議員会は、所長が招集する。

② 評議員会の議長は、所長とする。

③ 評議員会は、評議員現在数の二分の一以上の者が出席しなければ議事を開き議決をすることができない。但し、委任状を提出した者は、出席者とみなす。

④ 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第二二条（総会の構成） 総会は、個人会員及び賛助会員をもって組織する。

第二三条（総会の招集） 総会は、所長が招集する。

第二四条（総会の議長） 総会の議長は、出席会員の互選で定める。

第二五条（総会の議決事項） 総会は、次の事項を議決する。

① 事業報告及び収支予算についての事項

② 事業計画及び収支決算についての事項

③ その他本会の業務に関する重要事項で理事会で必要と認めるもの

④ 総会の議事は、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第七章 会計

第二六条（事業計画及び収支予算） 事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会における理事現在数の二分の一以上の議決及び総会の議決を経て決定するものとする。

第二七条（収支決算） 収支決算書は理事会における理事現在数の二分の一以上の議決及び総会の承認を受けて決するものとする。

第二八条（会計年度） 会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月末日に終わる。

## 第八条 規約の変更

第二九条（規約の変更） この規約の変更は、理事現在数の二分の一以上の議決を経て総会で承認される。

（附則） 本規約は平成二六年四月一日をもって有効とする。